

Title	徳川初期の神佛衝突史料としての遠山事件
Sub Title	
Author	木村, 定三(Kimura, Teizo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.1 (1928. 3) ,p.125- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280300-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳川初期の神佛衝突史料としての遠山事件

遠山事件とは今を去る二百五十年頃、會津藩士遠山半三郎が其父故犬の葬儀を、檀那寺なる建福寺に無断にて神式を以て舉行せし爲め、住職默堂和尚は吉利支丹の疑ありとて訴訟に及び、其結果默堂は住持を辭して退散するに至つた事件である。

先に藩公保科正之の神葬祭儀の際は、事君公に係ることとて、佛家僧侶も沈黙して何等云ひ出さなかつたが、其後家臣中の若干の重なる人々が、佛道を卻けて寺請證をすら拒むに至つたので、是では佛門の盛衰に重大關係があるとして、遂に騒ぎ出したのである。此事件は、服部安休（會津領神社管領職にて土津神社宮司）の歿後數年の事である。

徳川初期の神佛衝突史料としての遠山事件（木村）

はあるが、事神道興隆に起因し、西東藏人（安休の子）も其關係者の一人なれば、暫く是を摘録して、當時の人々の宗教心の一端を窺ふこととする。

「延寶七年七月、藩儒横田俊益（三友と號す）其妻服部氏が病歿するや、儒禮を用ゐて大窪山に葬る。八月耶蘇宗門改の令あり、領内一家奴婢に至る迄皆其寺の證文を出さしむ。然るに俊益既に儒道に歸するを以て、寺證を出さず、奉行西郷近房を始め公事奉行等是を不可とし、強て出さしめんとするや俊益土津神君（正之）の遺風を尊崇し、論辯屈せず、遂に上書して是を訴ふるに至り、官府遂に是を允るす。封内寺證を出さざるものは唯俊益

と友松氏興、福田良庵、齊院春意の四人のみなりき」とは、俊益傳の記す處であるが、其後同主義者の數が増加したのである。

天和二年八月二十八日、外様士遠山半三郎の父故犬死去せしかば、是を神式にて大窪山に葬り、諏訪神社の神官大祝宮内之が導師であつた。元來遠山父子は、建福寺(南青木寺領二百石)の旦那なりし關係上、九月朔日早朝埋葬の場より使者神寶左五衛門を以て、其旨を建福寺に申斷りたる處、住職の挨拶には、「先方の心次第にせられても一向構ひ不申候、唯去々年(延寶七年宗旨御改嚴重なりし年)耶蘇宗門改の際、拙僧差出置候證文を早速返戻相成たし」との事で夫が爲め、兩度迄も使僧を以て是を促したが、元來此證文は役所へ届出すもので、遠山の手許にある筈がないから、互の間に議論と行違を生じた。そこで、建福寺默堂は、九月七日訴狀を以て、寺社奉行下川儀太夫に此事を訴へ、更に種々陳述する處もあつたが、奉行も時節柄遠慮すべく、特に訴狀を上るが如きは穩當

でもなく又君公の御爲にもならぬ事故、是非堪忍可然と撤回を懇諭したが、仲々是を肯ぜないのでならず、然らば横目付役に申出ると迄云募るので寺社奉行も止むを得ず是を受理して、同月十三日の式日に會所に於て、家老奉行列座の前に是を披露したが、一同も其訴狀一覽の後、是を此儘採用して處理する事は不都合多からんとの意見にて、一先づ遠山の組頭神尾六右衛門迄廻附して、下川をして家老井深茂右衛門の旨を傳へて、此訴狀は君公の御爲にも宜敷ない事を遠山にも申聞けて、是非示談せしむる様にとの内命であつた故、神尾も相役の佐脇彌之助を招きて共に半三郎に警告したが、遠山も又容易に是に従はぬので、止むを得ず彼の近親中山家吉衛門、神寶左五衛門の兩人を招き、兎に角建福寺と和談せしむべき事を理非を分けて説得せしかば、彼等も其理には服せしが、何分にも遠山と云ふ人物は、彼等の手にも及ばずと申す爲に、組頭は二度までも自ら半三郎の宅を訪うて懇諭する處ありしが、相變らず頑として上官の意にも従はなかつた。

神尾も殆んど内済の方法も盡き果て、餘儀なく是を家老に復命するに至つた。此上は江戸表君公の裁決を待つの外あるまじとて、更に遠山の申條をも書面に認めて差出さしめた。斯くて是が、案外にも珍らしい事件として取扱はれた。

當時領内に醸されつゝあつた一部の宗教上の確執が、此事が導火線となつて外に現れたとも云はれるが、雙方が感情に左右され過ぎた様にも充分に看取せられる。當時の日記にも、世人の噂なども記されてはあるが、さりとて當局が頭を惱した程には、問題視されては居らなかつた。

唯當時の政府が邪宗門改に腐心して居る場合に、其領内に、少しでも宗門に關した事件が發生した爲に、江戸まで持出して其裁決を仰ぐと云ふに至つては、幕府の手前もあり、特に先公の施政を傷くる様に思はれたであらう。

兎に角、建福寺の住職が邪宗門改證に籍口して、證文の返戻を逼ると云ふのは、全くの難題であつて、訴へるなら訴へて勝手に處置せよと突放した遠

徳川初期の神佛衝突史料としての遠山事件（木村）

山の態度も、随分亂暴の様に見ゆるが、愈表沙汰となる迄には、相當の人物が其間に立つて仲裁もし、和解にも勉めたのであるから、漸次問題が重大視せらるゝに至つたとも思はれる。併し今暫く遠山の心事に立入て考察すれば、少くとも彼には此主張に立つ二三の理由は、其届書にも明瞭であり、友松氏興、横田三友等の先例もあり、又藩主土津神君の大葬の場合、師吉川惟足家老友松氏の取つた態度が如何にも立派であつた事を知つて居る身としては、同じ信仰を保持する身でありながら、是を枉ぐると云ふ事は、如何にも先公先師の踐まれた道を捨つるが如き卑劣な心地して、武士の名折であると思ひ込んだらしく、加之、默堂の訴狀には、幾多の事實を枉げて届けてあるのを見ては、彼は憤然として之を指摘せざるを得なかつた。

唯憐むべきは建福寺の默堂である。彼は此場合此儘に引込んで、宗門の瑕瑾ともなり、又出家の體面を汚される様にも感じて、最後には江戸迄乗出して争うては見たが、結局彼の退寺を以て事

は落着したのである。今暫く雙方の訴狀を一瞥して見よう。

建福寺訴狀

遠山故犬其子兄弟道故に、致師檀の契約、吉利支丹宗旨御改之證文、差出置候。然る處に、當二日從遠山半三郎、所爲使神寶左五衛門を以申越候、親故犬、先月二十八日に相果、同二十九日多年之望故以神道葬了候。我等儀、旦那不相替罷在候由にて、斷り申候。拙僧申候は、其方心次第の儀、構無之候。然共、宗旨證文早々申下し可被返候。又旦那之儀各々可有心底候間、不及返答候。其後右の使左五衛門方へ兩度使僧を以て、御法度之儀難及延引候早々可被埒明之由申遣、翌日左五衛門參り、半三郎申様は、願くは其通に爲被差置度候。絶て難止候はゞ、其元より可被仰立候。此方より可申立筋無之候。被仰立候ても、證文返り不申時は、貴寺手持無之、此方も及沙汰は由斷候。拙僧申分は、逐一不當道理神道宗旨と申證文にて無之候、暗公命

於拙僧不被成候間不及是非、此方より可申達由斷歸し申候。以上。

九月十日

建福寺

默堂

御奉行所

此外私記として默堂が當局へ宛てた原稿もあるが、是は訴狀に對しての辯明として、又證文下附願として、參考の價值があるから掲げる。

爲僧及致訴良雖爲法賊、今當聖明之世、天下一同之重禁、無如耶蘇之徒者也。戴天者誰不畏敬乎。今遠山古犬之葬事、異常人也。若不告公、則罪拏羅身。所以不得止者也。既不能無耶蘇之疑乎。今不訴、則暗公明一也。僧雖不肖、辱雜僧倫以故、雖千万衆之以一草一卵、公庭決疑而耶蘇之政事備焉。今不訴則破僧中之法、成先卒二也。僧道潛助政道、是天下之公言也。今不訴則妨制道、之爲罪人三也。非敢巧渠之罰在上己。仰冀故犬父子之證文下賜誠恐。

天和二年戊季秋上旬 建福寺

默堂稿

奉政所

前記默堂訴狀の日附は十日とあるが、彼の申出は七日であり、又諏訪の神官が建福寺に對しての訴狀は八日提出とあり、又遠山が組頭迄提出の覺書には五日の日附があるが、其間に筆寫の誤なきを保せず、唯家老其他の目に觸れたのは十三日以後であつたことは確實である。

遠山が書面まで提出すべしと命ぜられた覺書は左の如くである。

覺

一愚父故犬及末期、乍恐 中將様神道の御治り
(葬式の事)を奉慕候間、惟一之道を以て可葬旨、
致遺言、去月二十八日相果、當月朔日大窪山に
葬候。導師諏訪之大祝、宮内を頼み、送之鎮候。
私父子共建福寺の旦那故、去々年耶蘇宗門御改
之節、默堂證文を取、御公儀へ差上候。依之當
月朔日、神寶佐五衛門を以て、默堂へ申越候は
我等事宗門相改神道に罷成、其上親任遺言に、

徳川初期の神佛衝突史料としての遠山事件(木材)

神道に葬候。亡兄半太夫儀は、導師頼候へば、
右之通旦那にて御座候由、申遣候。默堂申候は、
尤去々年耶蘇宗門御改之證文出置候。右之證文
申下し返し候様にと申越候に付、重て以左五衛
門返答申候は、一度 御公儀へ差上候證文、申
下し候事不罷成候。願くば、旦那を離し候段、
手前證文にて其通りに致され間敷候哉。然共、
此上は何分にも了簡次第と申遣し候。證文可取
返由默堂が申分にて無御座候。

一愚父葬事之儀、異常人、不能無耶蘇之疑と默
堂申上候。 中將様御在世、神道儒道を被遊御
崇敬、田中三郎兵衛殿以神道葬被仰付候。 中
將様にも御遺言にて、以神道被爲治候。井深茂
右衛門殿、柳瀬三左衛門殿も、吉川惟足門弟に
て、神道を御聞、其上靈社號を御請、猪苗代土
津様御社の末社に被御祝候。其外、小原五郎左
衛門祖母以下、數多神道の葬仕候。去々年耶蘇
宗門御改の節、神道之輩各以書付申上候之處、
其通にて官府に治り候。右之通明白成儀に御座
候處、何を以て默堂申上候哉、一切不得其意存

候。此外、默堂書付相違之儀御座候得共、小事故、不申上候。

一不寄大小事於御法度之筋は、御領内一同に被仰渡候。神道之事、御制禁被仰渡も無御座候間、御斷り不申上候。且又、宗門相改候事、且那之心次第に御座候。私儀去年江戸勤番之節、服部安休、西東藏人を以て、吉川惟足へ申通門弟に罷成、惟一神道之宗門に紛無御座候。御疑敷被思召候はゞ、惟足藏人へ御尋可被下候。以上

戊九月五日

遠山半三郎

神尾六左衛門殿

此始末書提出の後、建福寺訴狀之内に若干の相違に付て、又々辯明書を呈出した。

建福寺訴狀之内相違之覺

一當二日、私方より神寶左五衛門を以て斷候と有之候。二日にては無御座候。當月朔日之朝に御座候。

一先月二十九日葬候と御座候。朔日未明に御座候。
一我等儀、且那不相替罷候と有之候事、此段相

違に御座候。左五衛門を以て申候は、去年中、惟足弟子に罷成候故、離れ候段申斷候。

一強て難止候はゞ、其元より可被仰立候。被仰立候て、證文返り不申時は、貴寺手持無之、此方も及沙汰候由斷り候と有之候。決して不申越候。以上

戊九月二十五日

右之通相違に御座候得共、覺書に載候へば、建福寺へえ返答の様に御座候間、不仕候。以上。

(湯田日記)

湯田日記にも、「如斯訴論に御座候。末々如何に候哉と諸人も申事に御座候」と記し、又更に、神官等が蹶起して遠山の擁護に勉めた事は、當時の心ある人々をして、其成行を一層痛心せしめて居る。このことは、同日記に、

右の訴狀の通り諏訪の大祝宮内承り候て、我等導師仕候て、建福寺耶蘇之疑を被申上候。私儀此分に不申上候て罷在候事不相成候間、押付、自分之訴狀寺社奉行迄差上可申と、意外に被申候由。

十一月八日の噂には、十月八日に諏訪の大祝宮内建福寺に對し、訴狀相調へ、寺社奉行月番野村久兵衛方迄差上候。則、相役の下川儀大夫兩人同披見之、訴狀之文言個條々被尋返答不埒にて申訖り、罷歸候て、其後又二十七日に、兎角此訴狀御取次被下候様にと申に付て、老中奉行衆迄上候由、猪苗代藏人も月番之横目衆を以て、同意の訴狀を差上候由、加様の儀共、御道不宜事共に候と沙汰仕候。

とある如くである。世評區々波紋は漸次擴大せられて行つた。而して西東藏人の辯護的訴狀は、左の如くである。

覺

一遠山故犬去八月二十八日相果候處に任遺言以唯一神道諏訪大祝宮内少輔を頼爲導師葬終候殊に世悴半三郎儀拙者以取次吉川惟足門弟に契約仕彼是相調候處に今度建福寺默堂以書付遠山故犬葬事異常人也若不告公則罪拏罪刀所以不得止者也既不能無耶蘇疑と訴出候段萬代未聞之儀奉存候故犬葬事以神道葬候段は默堂も及承候に付覺

徳川初期の神佛衝突史料としての遠山事件(木村)

書にも載之差上候耶蘇之疑有之趣

一土津神君以神道被爲治候奉慕其御跡故犬儀茂以神道葬事に相調候得ば 神君をも奉疑候哉然則御制法可有御座候間不及申上候且又本朝傳來惟一神道は吉田家代々預神祇官領職候猶地下 神君の御師範吉川惟足も 天尼屋根命五拾四代之嫡傳を御蒙候事達 上聞先年以來 御目見被仰付天下歴然被爲立置候處に默堂申分 本朝宗源之道をも申妨御政道を蔑に仕且は神君御在世之時御崇敬被爲遊候唯一神道四重奧祕御傳受之道をも申掠候事國人の讐不過之候愚拙儀は惟足門弟にて見禰山 土津神君に奉仕候依之亡父服部常迷以來御領内神職之輩神祇道之筋亡父より相續指南仕來候處に如此之疑申出候事無道之至道を妨の罪不可遁奉存候

右此疑凡神職の道に掛候得ば愚拙慙に其職を司り指南之儀に差當自分此疑を明白に於不申開者郡中諸社家道聊可立様無御座候間御尋をも不相待右之段申上候何分にも被遂御僉議被下度奉存候。已上。

戊十月二十五日

西東藏人

此等の申立が如何に當局に於て考慮せしかは不明である。併し此年末には江戸に大火あり、翌年は大猷院三十三回忌にて藩公は日光御名代參拜等にて江戸屋敷多事の場合とて、此事件の詮議も延引、其儘に過ぎられた様だが、翌々年即ち貞享元年七月二十五日最後の沙汰が發表せられた。即ち遠山半三郎義頭神尾六左衛門を以て左の通被仰渡候とある。

遠山半三郎事建福寺と出入の儀は父葬無念不調法不届に思召候然共蟄居御免被成候罷出御奉公可仕候、其後六左衛門殿被仰付候通り私覺候は日比申渡候と被申候民部殿夫は少し落言御座候不念不調法不届に思召候御座候不届落申候へ共被仰渡は不念に籠り候間其通りにて可被置と被仰候由六左衛門殿内々物語にて候。(湯田日記記者の聞書のへ文意不明なり)
是を見れば、遠山無念の餘り引籠り候事に對し

ては深い譴責もなく、以前通り出仕を申渡して居る様であり、亦神官等に對しても
一御免 西東 藏人 諷訪 宮内
とあるのみにて、何等申渡しの文言等も記されず却て建福寺に對しては
一御目付の根津又右衛門爲御使建福寺へ被遣堅書を以て被仰遣候由

覺

建福寺默堂事遠山半三郎儀に付訴之趣爲過仕形に被思召候證文之儀は檀那不離内出置檀那離候事顯然之儀に候條其通にて可差置候事。已上。

御使御横目

七月二十五日

根津又右衛門

而して默堂和尚は、右之旨承知有之て御意と御座候得ば承知仕候と、表面丈けは寺請證文の事に就ては納得せし様に御受けはしながら、『然れ共訴之趣過たる仕方と被仰下候段不得其意奉存候此段は追て老中迄可申承候』と答へ、自分の行動に對して片手落なる譴責にあらずやと憤慨して居つたが、果然默堂は江戸に赴て其理非を争はんとして

居る。

同月二十八日今朝明六ツ時建福寺、默堂江戸へ發足の由、其朝柳瀬三左衛門殿保科民部殿御兩所宅へ被參默堂申置候は拙僧儀江戸へ用事も有之罷越候御暇乞に參候得共御他出故申置直ちに罷越候由御兩所宅にて如斯被申置從者寺社奉行被兼候川手佐左衛門所へ同參被申入拙僧江戸へ用事も有之候間只今發足仕候御暇乞に參候寺留守益藏主計り差置候得ば番人を被差置候様にと存候此段存寄申置候と相斷り從者直に被參候由

八月十七日去る十四日起の御飛脚來着の由去十日江戸兩老中へ建福寺默堂和尚より使者を以て被申越候は拙僧用事候て去る四日爰元へ上着仕候得共（此處切れて不見）惡敷有之候に付以使僧申達候由被申越候使僧に宿尋候へは本所牛島靈上寺に被居候由申候と唱候

九月廿四日今日建福寺使僧の由にて達藏主と申す出家三左衛門殿民部殿へ來り昨晚默堂方より申越候於江戸表殿様豊後守様に寺を差上申候間

徳川初期の神佛衝突史料としての遠山事件（木村）

御位牌等引渡し寺を上候様に令申遣候寺に差置候筈の道具は帳面に仕立置申候役人被遣爲御請取被下べく候と申候に付て宮下彌左衛門を以被仰遣候は未だ江戸表より其段不申候近日定て可申來候間江戸よりの御左右次第爲請取可申由被仰聞候へば默堂方より一刻も早く明け候様にと申遣候間左候は、番人になり共書付相渡立退可申候明日迄逗留仕儀不能成由申に付左候は、可爲請之由にて藤澤六郎右衛門に佐藤孫太夫樋口久左衛門小奉行加藤金兵衛被仰付爲請取被成候由及承候。默堂は其通り御寺の儀笑止なる事に御座候

とは湯田日記の記述である。江戸に於ける詳細な消息は知る由もないが、建福寺を立退たのを見れば、矢張默堂は敗訴の悲哀を止めたのである。

叙し來て思ふに、事は藩内に於ける單なる一寺院と一檀下の葬儀上の論争位に取扱ふべきではない。こは徳川政府が吉利支丹禁壓の一手段となせる寺請證によりて勢力付けられつゝあつた佛教に

對して、神道側から投ぜられたダビテの小石ではあるまいか。其後神道儒道の勃興と共に、此小石が他藩の中にも投ぜられては居るまいか。兎に角此事件は、徳川時代の神道史を繙くに當りて閑却し得ざる問題と思ふが故に、記して以て世の識者の教を仰ぐこととした。

木 村 定 三